

# 隣保館だより

編集 下榎隣保館 〒689-4526 日野町下榎157番地1  
電話：72-1191 (FAX兼)  
E-mail: rinpokan@town.hino.tottori.jp



繊細な作業ですが楽しいです

## 本物そっくり クレイフラワー

11月19日と28日、樹脂粘土で花を作る、クレイフラワー教室を開きました。前回に続いて、米子市の妹尾仁津美さんの指導で、今回は福寿草に挑戦しました。1日目は形作りでしたが、花びら、葉っぱともに難しく、悪戦苦闘しながらも、それぞれ3輪の花とつぼみができました。2日目は色づけをして仕上げです。粘土にもあらかじめ色をつけてありましたが、専用の絵の具で色づけをして、つやとりアルサを出しました。出来上がった作品を並べ



出来上がった作品をみんなで観賞

てみると一つ一つに個性があり、性格が出るなあ」と評していました。



昨年の大会の様子

## 参加者募集！ 第32回新春囲碁・将棋大会」を開きます

新春恒例の囲碁・将棋大会が近づいてきました。現在、参加者を募集しています。囲碁・将棋をする人はどなたでも参加できますので、奮って参加ください。

日時 平成21年1月11日(日)  
受付 午前8時30分～  
開会 午前9時  
場所 老人憩の家(下榎)  
参加費 1000円(弁当代込み)  
申込み 下榎隣保館 (電話72 1191)

## 解放文化祭に向けて、 榎の実学習会では…

解放文化祭で学習会の成果を多くの人に知らせようと、榎の実学習会の子どもたちは、4月から取り組んできた学習会のまとめに追われていました。小学生は、学年ごとに地域や隣保館などについての調べ学習を主に行いました。中学生は、夏休みに行った水戸市博物館、リバーテラス大阪での視察研修についてまとめました。また、隣保館・集会所を一人でも多くの人に利用してもらえようと看板などを作り出しました。とても親しみのあるものが出来上がり、訪れる人に喜んでいただけそうです。1月号の隣保館だよりでお伝えします。

■生け花 12月26日(金) 正月用の花を生けます  
1月20日(火) (花代は当日集金)  
午後7時30分～  
下榎集会所 (講師：生田清子さん)

■編み物 1月10日(土) 午後1時～  
老人憩の家 (講師：安達利子さん)

▼日程など変更になることがあります。詳しくは下榎隣保館へ▼どの講座も2時間の予定です。町民どなたでも参加できますので、お気軽に参加ください

# 人権のまちひの

2008年12月

## 世界人権宣言60周年

1948年(昭和23年)12月10日は、「世界人権宣言」が国連総会で採択された日で、今年には60年の節目の年です。

### 人権は平和の基礎

この宣言では、前文に「世界のすべての人の尊厳と平等は譲ることができない権利として、これを世界の自由、正義、平和の基礎とする」、「言論や信仰の自由の下で、恐怖や欠乏がない世界が人々の最高の願い」、「人権は法によって保護されること」、「基本的人権・人間の尊厳・男女の同権と自由の下で、社会の発展、生活水準の向上を目指すこと」とあります。また、これらは「すべての人々とすべての国とが努力によって達成するべき共通の基準とする」としています。

30条から成るこの宣言の主な内容は、  
第1条 すべて人は、生まれながらに自由で、尊厳と権利は平等である

第2条 すべて人は、人種、皮膚の色、性別、宗教、政治上、国籍や社会的出身、財産、門地などいかなる事由でも差別されず、すべての権利と自由を生まれながら持っている  
第3条 すべて人は、生命、自由、身体の安全に対する権利がある  
第6・7条 すべて人は、いかなる場所でも法の下に人として認められ、平等で、どんな差別も受けず、法の下での平等な保護を受ける権利がある  
第12・13条 誰も仕事、家族、家庭や通信への干渉、名誉や信用に対して攻撃を受けることなく法の保護を受ける権利と、移転、住居の自由がある  
第16条 成年男女は、人種、国籍、宗教による制限を受けることなく、婚姻し家庭をつくり、婚姻や婚姻中、婚姻解消では平等の権利がある  
第18・19条 すべて人は、思

想、良心、宗教の自由の権利と、意思や表現の自由の権利がある  
第22・23条 すべて人は、社会保障や自己の尊厳と人格の発展のための、経済的、社会的、文化的生活を實現するための権利を有し、職業選択の自由、有利な勤労条件、失業保護を受ける権利と、同等の勤労では同等の報酬と本人と家族が人間らしい生活ができる報酬を受ける権利がある  
第25条 すべて人は、十分な生活に必要な衣食住、医療、健康、福祉を受ける権利と、失業、疾病、心身障害、配偶者との死別、老齢の場合の保障を受ける権利を有し、母子は特別な保護・援助を、児童は社会的保護を受ける権利がある

第26条 すべて人は教育を受ける権利を有し、初等教育では無償で義務とし、人格の完全な発展、人権および基本的自由の尊重の強化として受ける権利がある  
第29条 すべて人は、自己の権利・自由を行使するときは、他者の権利・自由も保障し、

社会の道徳、公の秩序、一般の福祉を保障するなどです。(本文を省略、言い換えしています)

### 社会には新たな不安も

この宣言は、第二次世界大戦の終戦からわずか3年後に国連加盟国が採択した、崇高な人権宣言です。

今日までの教育によって、この宣言の権利や自由に対する共通の理解が深められています。人権思想の遵守と発達により私たちの社会は発展し、今日の繁栄と安定をもたらせたと言えると思いますが、新たな問題も生じています。

テレビなどでは、連日のように目を覆うような凶悪な殺人事件をはじめ、子どもや高齢者を取り巻く悲惨極まりない事件、深刻な失業や雇用問題などが報じられています。

また、地球温暖化やエネルギー問題、環境や食の安全と食糧問題、格差と経済問題などの不安も、人々の心に大きな不安を投げかけています。

### すべての人の人権が確立された社会を

世界人権宣言は、すべての人と国が、努力によってその内容を達成することとされ、

## 一人で悩まず相談を ~子どもの人権特設相談~

家族から暴力をふるわれたり、友達からいじめられたり、困っている子どもたちからの相談を受け付けます。一人で悩まないで相談してください。また、保護者からの相談も受け付けています。なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時 12月26日(金) 午後1時~午後4時  
場所 米子市明道公民館(米子市東町)  
問合せ 鳥取地方法務局米子支局(電話 0859 22 6161)

今年には60周年にちなみ、国内各地でもキャンペーンや行事など、多彩な催しが開かれています。

私たちも、この宣言を常に念頭に置きながら、すべての人の人権が確立された社会づくりを目指し、地域で互にかかわりあって生きていく私たちが、身近なさまざまな問題について、みんなで考え取り組んでいくことが大切です。